

## 様式 2

事 業 報 告 書  
(自 令和 4 年 7 月 1 日 至 令和 5 年 6 月 30 日)

## 1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団 宇野気医院  
 ① ☐ 財団 ☒ 社団 ( ☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり )  
 ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人  
☒ その他  
 ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 石川県かほく市宇野気チ 33 番地 16
- (3) 設立認可年月日 平成 5 年 8 月 12 日
- (4) 設立登記年月日 平成 5 年 8 月 17 日
- (5) 役員及び評議員 省略

## 2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。)) の業務)

| 種 類 | 施設の名称 | 開 設 場 所                 | 許可病床数 |
|-----|-------|-------------------------|-------|
| 診療所 | 宇野気医院 | 石川県かほく市宇野気チ 33 番地<br>16 |       |

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務)

| 種類又は事業名 | 実 施 場 所 | 備 考 |
|---------|---------|-----|
| 該当なし    |         |     |

- (3) 収益業務 (社会医療法人又は医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

| 種 類  | 実 施 場 所 | 備 考 |
|------|---------|-----|
| 該当なし |         |     |

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4 年 8 月 26 日 令和 3 年度決算の決定  
 令和 4 年 8 月 26 日 理事、監事の選任、辞任の承認  
 令和 5 年 5 月 26 日 令和 5 年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 3

法人名 医療法人社団 宇野気医院  
所在地 かほく市宇野気チ 3 3 番地 1 6

※医療法人整理番号 0 0 2 1 2

財 産 目 録  
(令和 5年 6月30日現在)

|            |           |
|------------|-----------|
| 1. 資 産 額   | 72,078 千円 |
| 2. 負 債 額   | 52,179 千円 |
| 3. 純 資 産 額 | 19,899 千円 |

(内 訳) (単位：千円)

| 区 分               | 金 額    |
|-------------------|--------|
| A 流 動 資 産         | 44,350 |
| B 固 定 資 産         | 27,727 |
| C 資 産 合 計 (A + B) | 72,078 |
| D 負 債 合 計         | 52,179 |
| E 純 資 産 (C - D)   | 19,899 |

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 ( ☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借) )  
建 物 ( ☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借) )

法人名 医療法人社団 宇野気医院  
所在地 かほく市宇野気チ 3 3 番地 1 6

※医療法人整理番号 0 0 2 1 2

貸 借 対 照 表  
(令和 5年 6月30日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部       |        | 負 債 の 部             |        |
|---------------|--------|---------------------|--------|
| 科 目           | 金 額    | 科 目                 | 金 額    |
| I 流 動 資 産     | 44,350 | I 流 動 負 債           | 13,520 |
| II 固 定 資 産    | 27,727 | II 固 定 負 債          | 38,658 |
| 1 有 形 固 定 資 産 | 2,621  | 負 債 合 計             | 52,179 |
| 2 無 形 固 定 資 産 | 699    | 純 資 産 の 部           |        |
| 3 そ の 他 の 資 産 | 24,407 | 科 目                 | 金 額    |
|               |        | I 出 資 金             | 9,996  |
|               |        | II 積 立 金            | 9,902  |
|               |        | III 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | 0      |
|               |        | 純 資 産 合 計           | 19,899 |
| 資 産 合 計       | 72,078 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計     | 72,078 |

様式 5-2

法人名 医療法人社団 宇野気医院  
所在地 かほく市宇野気チ 3 3 番地 1 6

※医療法人整理番号 00212

損 益 計 算 書  
(自 令和 4年 7月 1日 至 令和 5年 6月30日)

(単位：千円)

| 科 目        | 金 額     |
|------------|---------|
| I 事業損益     |         |
| A 本来業務事業損益 |         |
| 1 事業収益     | 137,304 |
| 2 事業費用     | 129,396 |
| 本来業務事業利益   | 7,908   |
| B 附帯業務事業損益 |         |
| 1 事業収益     | 0       |
| 2 事業費用     | 0       |
| 附帯業務事業利益   | 0       |
| 事業利益       | 7,908   |
| II 事業外収益   | 1,666   |
| III 事業外費用  | 4       |
| 経常利益       | 9,570   |
| IV 特別利益    | 0       |
| V 特別損失     | 25      |
| 税引前当期純利益   | 9,545   |
| 法人税等       | 1,727   |
| 当期純利益      | 7,817   |

法人名 医療法人社団 宇野気医院  
所在地 石川県かほく市宇野気字33番地16

※医療法人整理番号 00212

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

| 種類   | 名称 | 所在地 | 総資産額<br>(千円) | 事業の内容 | 関係事業者<br>との関係 | 取引の内容 | 取引金額<br>(千円) | 科目 | 期末残高<br>(千円) |
|------|----|-----|--------------|-------|---------------|-------|--------------|----|--------------|
| 該当なし |    |     |              |       |               |       |              |    |              |

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

| 種類   | 氏名 | 職業 | 関係事業者<br>との関係 | 取引の内容 | 取引金額<br>(千円) | 科目 | 期末残高<br>(千円) |
|------|----|----|---------------|-------|--------------|----|--------------|
| 該当なし |    |    |               |       |              |    |              |

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

## 監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 宇野気医院  
理事長 高田 充彦 殿

私は、医療法人 宇野気医院の令和 4 会計年度（令和 4 年 7 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

### 記

#### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 5 年 8 月 29 日  
医療法人社団 宇野気医院  
監事 八田 清之助